

参考資料

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

国と地方を合わせた消費税の税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされてます。

令和5年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	30,000 千円
《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	331,014 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名	令和5年度 予算額 (経費)	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	78,414	55,694		300	3,150	19,270
	高齢者福祉事業	7,665	1,550		332	840	4,943
	児童福祉事業	81,348	54,696		1	4,410	22,241
	小 計	167,427	111,940		633	8,400	46,454
社会保険	介護保険事業(繰出金)	103,381				13,860	89,521
	国民健康保険事業(繰出金)	38,326				5,430	32,896
	小 計	141,707				19,290	122,417
保健衛生	疾病予防対策事業	16,298	2,703		198	1,260	12,137
	高齢者医療事業	5,582	40		900	1,050	3,592
	小 計	21,880	2,743		1,098	2,310	15,729
合 計	331,014	114,683		1,731	30,000	184,600	